

I 退職に関わる手続きについて【概要】

退職時には互助組合への手続きが必要です。

「退職関係給付金等申請書」(様式第15号)に記入・押印の上、互助組合へ提出してください。

この提出によって…

1. 退職生業資金(掛金預り金)の給付, 積立金預り金の還付
2. 退職教職員互助制度(退教互)利用の有無

の申請が完了します。

1 手続きに必要な書類

「退職関係給付金等申請書」(様式第15号)

※ 記入例

- ・ 満51歳以上かつ互助組合加入期間が10年以上で退職する方 … 記入例①
- ・ 満50歳以下または互助組合加入期間が10年未満で退職する方 … 記入例②

2 申請書の提出先

〒892-0841

鹿児島市照国町11番35号

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

3 提出時期

退職が決まったら速やかに提出してください。(退職日以前でも提出できます。)

また、退職教職員互助制度(退教互)利用は退職後2か月以内に申し出る必要があります。

●書類提出から給付までのスケジュール[年度末退職の場合]

提出時期	給付金等送金日
～3月31日	4月28日(月)
4月1日～4月30日	5月27日(火)
5月1日～5月31日	6月26日(木)

給付金・還付金は申請書を受理した日の属する月の翌月26日に登録口座へ送金します。(送金日が休日又は金融機関休業日の場合は翌日となります。)

II 退職に関わる手続きについて【詳細】

1 給付金及び還付金について

「退職関係給付金等申請書」(様式第15号)の提出により、退職生業資金(掛金預り金)を給付及び積立金預り金を還付します。

給付金・還付金は合わせて**登録口座へ送金**します。(申請書を受付した日の属する月の翌月に送金予定)

●退職生業資金(掛金預り金)

在職時、掛金(給料月額100分の1)として納めた分を還付します。

※ 2002(平成14)年3月以前納入分…全額還付

※ 2002(平成14)年4月以降納入分…9割還付

●積立金預り金

在職時、積立金(月額2,000円)として納めた分を還付します。

【参考】給付金・還付金の合計額例

- 勤続年数35年の場合:約220万円
- 勤続年数5年の場合:約22万円

2 登録口座について

現在互助組合に登録している口座へ、上記給付金及び還付金のほか、現職中に発生した医療補助金を送金します。(医療補助金の給付は医療機関受診の3~4か月後です。)

また、「退職教職員互助制度(退教互)」に加入する場合は、引き続き給付金受取口座として利用しますので、**登録口座は解約をしないようお願いします。**

登録口座の変更を希望する場合は、「口座登録(変更)申請書」(事様式第3号)に通帳・キャッシュカード・Web口座のスクリーンショット等の写しを添えて、互助組合へ提出してください。

※ 登録できる口座:九州労働金庫各支店、鹿児島銀行県庁支店、ゆうちょ銀行のいずれか

3 貸付金未償還金について

退職時に互助組合の貸付金の未償還金がある場合、**県が支給する「退職手当」から控除**します。**互助組合から県に控除を依頼**しますので、**手続きは不要**です。

退職生業資金・積立金預り金の合計額、登録口座及び貸付金未償還金の額は、1月下旬に所属に個人宛てで送付しております「12月末現在の残高状況」にて確認するか、互助組合へお問い合わせください。

4 退職教職員互助制度のご案内

退職教職員互助制度(略して「退教互」。以下退教互という。)は、退職後の生活の安定と生きがいの充実の一助を願い、相互扶助の理念に基づいて1977(昭和52)年3月に発足しました。

退教互の医療補助金給付事業は、**75歳の誕生日の前日まで**と期限はありますが、退職後の不安要素の一つである「医療費」の負担軽減がなされる教職員だけの制度です。その他にも、広報誌の中で、同じ継続組合員の現況に触れたり、保養施設事業を利用したりすることで気分転換を図ることなどもできます。

退職される皆様が、この「退教互」制度を十分に理解し、利用いただけるようご案内します。

(1) 利用資格

互助組合加入期間が**10年以上**かつ**満51歳以上**で退職する者

(2) 利用方法

「退職関係給付金等申請書」にて利用の意思表示を行ってください。

※ 退職後2か月以内に申請してください。

(3) 退会について

満75歳の誕生日の前日で、自動的に退会となります。(死亡の場合は、死亡日)

※ 満75歳の誕生月の前月に互助組合から退会案内を発送します。

(4) 「退教互」の給付事業等

- 医療補助金の給付
- 障害見舞金の給付
- 死亡弔慰金の給付
- 宿泊利用補助金の給付
- 互助組合会館の駐車場・会議室の利用
- 会員証割引事業の利用
- LINE 公式アカウントでの情報配信
- その他、広報誌を年3回発行・送付

「退教互」の給付事業について詳しくは7～10ページをご確認ください

(5) 継続組合員番号

現職中の組合員番号(職員番号)を継続組合員番号として使用します。

(6) 拠出金の納入

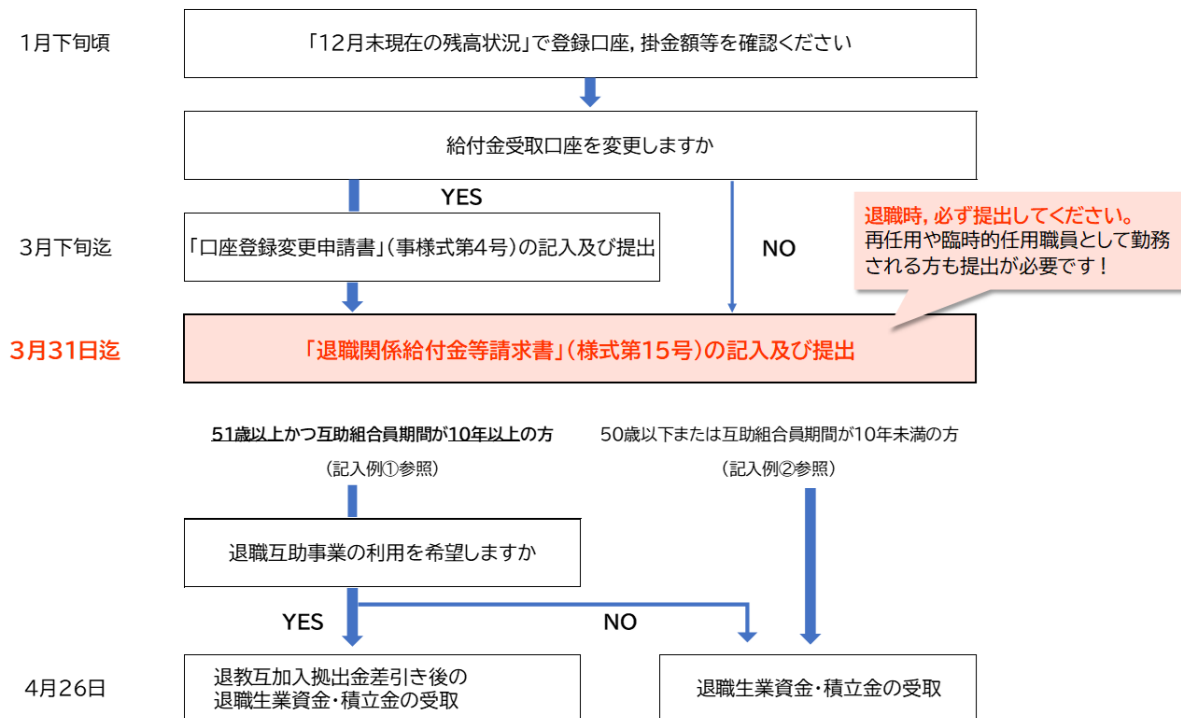
拠出金の額は、下表のとおりです。退職時に還付する「積立金預り金」から差し引きます。

※ 拠出金は、継続組合員への給付等の事業費に充てますので、**退会時にお返しすることはありません。**

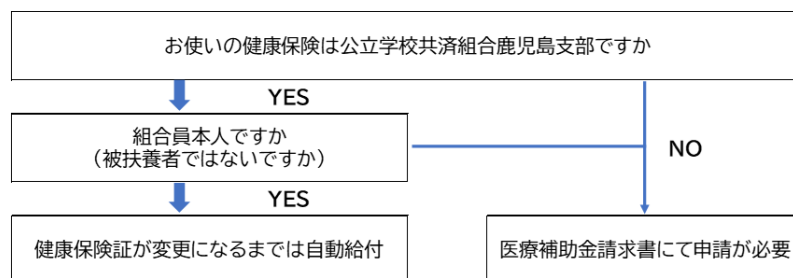
退職時点の年齢	拠出金
65歳以上	200,000円
64歳以上 65歳未満	220,000円
63歳以上 64歳未満	240,000円
62歳以上 63歳未満	260,000円
61歳以上 62歳未満	280,000円
60歳以上 61歳未満	300,000円
59歳以上 60歳未満	320,000円
58歳以上 59歳未満	340,000円
57歳以上 58歳未満	360,000円
56歳以上 57歳未満	380,000円
55歳以上 56歳未満	400,000円
54歳以上 55歳未満	420,000円
53歳以上 54歳未満	440,000円
52歳以上 53歳未満	460,000円
51歳以上 52歳未満	480,000円

5 手続きフロー

退職時の手続きフロー(3月31日迄に提出の場合)



退教互加入後の医療補助金について



6 よくある質問

Q1. 申請書の提出は FAX でも構いませんか？

A1. **原本が必要です。**郵送または互助組合事務局へご持参ください。

Q2. 申請書は退職日より前に提出してもいいですか？

A2. 退職することが決定していれば、**退職日以前でも提出できます。**提出後に内容の変更があった場合は事務局へご連絡ください。

Q3. 退職後も公立学校で教職員として勤務予定ですが、書類の提出が必要ですか？

A3. 当組合の現職組合員は、退職したときその資格を喪失し、退職生業資金(掛金預り金)の給付、及び積立金預り金の還付を受けるため、**書類の提出が必要です。**

Q4. 掛金・積立金がどれくらい還付されるのか知る方法がありますか？

A4. 1月下旬頃に所属を通じて送付する「12月末現在の残高状況」の「掛金・積立金状況」にてご確認いただけます。(3月末に退職する場合は1～3月に納入した分を加算します。)

Q5. 掛金・積立金はどこの口座に還付されますか？また、変更は可能ですか？

A5. 1月下旬頃に所属を通じて送付する「12月末現在の残高状況」の「登録口座情報」にてご確認いただけます。登録口座の変更をご希望の場合は、「口座登録(変更)申請書」(事様式第3号)をご提出ください。

Q6. 退職後、再任用として勤務予定なのですが、再任用終了後から「退教互」を利用することはできますか？

A6. できません。「退教互」の利用希望は退職後2か月以内に申し出る必要があり、**退職日の翌日から資格を取得します。**

Q7. 「退教互」の利用者はどのくらいいますか？

A7. 過去5年間の**年度末退職者の70%以上が利用**しています。2024(令和6)年12月現在、4,278人の方が利用しています。

Ⅲ 「退教互」の給付事業について

1 医療補助金

継続組合員が健康保険法の定めにより疾病又は負傷により治療を受けたとき、給付します。

(1) 対象者

継続組合員(本人のみ)

(2) 給付額

保険対象医療費の月毎、病院毎(医科、歯科、入院、外来別)、調剤薬局毎(処方箋発行元毎)の自己負担額から **1,000 円を控除した金額の 60%**(100 円未満切捨て)

※ 控除額、給付割合は財政状況等により変更となる場合があります。

(3) 請求方法

「医療補助金請求書」(退様式第2号)に「医療機関領収内訳書」(退様式第4号)又は医療機関が発行する**領収書の写し**を添えて、**互助組合へ提出**

※ 公立学校共済組合鹿児島支部の**加入者本人**である場合は**自動給付**です。




(4) 留意事項

1. 医療補助金は、公的機関(国、県及び市町村)、健康保険組合から助成がある場合は、保険負担額から助成額を差し引き、給付額を計算します。
2. 身体障害者1・2級と認定され、市町村から医療費の助成が受けられる場合、医療補助金の給付は発生しません。
3. 高額療養費について、70歳未満所得区分「ア・イ・ウ」を「エ」、70歳以上所得区分「現役並所得」を「一般」とみなし、自己負担限度額を適用します。

※ 高額療養費制度とは、前年度の所得により区分が設定され、所得区分毎に定められたひとつの自己負担限度額を超えて、医療費窓口負担額を支払った場合に、保険者から還付が受けられる制度です。所得区分や計算方法等は保険者へお尋ねください。

退教互の医療補助金給付事業は、入院、手術の保障だけでなく、病院・歯科医院への通院、保険診療の整骨院への通院も補助の対象となります。医療機関毎の計算にはなりますが、同一月内複数回通院されて保険負担額が1,170円以上になれば給付が発生します。入院を前提としての通院保障を行っている生命保険会社もあるようですが、外来の通院にも補助が出る医療補助金給付事業は、多くの継続組合員に喜ばれております。下記のとおり「太郎さん(所得区分「ウ」)のある月の受診状況と給付例」を掲載しておりますので、どの程度医療費負担が軽減されるかを参考にしてください。

太郎さん(所得区分「ウ」)のある月の受診状況と給付額(2025(令和7)年4月現在)

<p>互助整形外科</p> 	<p>山下歯科</p> 	<p>照国薬局</p> 
<p>太郎さんは腰痛のため、整形外科を受診して、入院・手術を受ける事になりました。術後、リハビリで5回通院をしました。窓口負担は、初診で3,000円、リハビリ一回につき400円×5回の合計5,000円①と入院・手術で150,000円(内保険負担分は82,430円②)でした。</p>	<p>太郎さんは虫歯の治療で4回通院しました。窓口負担は1,230円,780円,450円が2回の合計2,910円③でした。また、歯の痛みが強いため、鎮痛薬の処方箋が出ました。</p>	<p>太郎さんは山下歯科で出された処方箋で鎮痛薬を購入しました。窓口負担は1,170円④でした。</p>

公立学校共済組合証を使っている場合	国民健康保険証を使っている場合
自己負担額 34,080円	自己負担額 66,680円
<p>互助整形外科</p> <p>① (5,000-1,000)×0.6=2,400円</p> <p>② (25,000*^{※1}-1,000)×0.6=14,400円</p> <p>山下歯科</p> <p>③ (2,910-1,000)×0.6=1,100円</p> <p>照国薬局</p> <p>④ (1,170-1,000)×0.6=100円</p>	<p>互助整形外科</p> <p>① (5,000-1,000)×0.6=2,400円</p> <p>② (57,600*^{※2}-1,000)×0.6=33,900円</p> <p>山下歯科</p> <p>③ (2,910-1,000)×0.6=1,100円</p> <p>照国薬局</p> <p>④ (1,170-1,000)×0.6=100円</p>
合計給付額 18,000円	合計給付額 37,500円
→ 実質自己負担額 16,080円	→ 実質自己負担額 29,180円

※1 25,000円を超える保険負担部分については、公立学校共済組合から附加給付金として給付されます。
 ※2 所得区分「エ」の自己負担限度額です。

2 障害見舞金

継続組合員が「退教互」在会中に身体障害者1・2級の認定を受け、医療補助金が受けられないこととなったとき、給付します。

(1) 対象者

継続組合員(本人のみ)

(2) 給付額

加入期間	金額
加入後1年以内の者	150,000円
加入後2年以内の者	100,000円
加入後3年以内の者	50,000円
加入後3年を超えた者	20,000円

(3) 請求方法

「見舞金請求書」(退様式第5号)に身体障害者手帳の写しを添えて互助組合へ提出

(4) 留意事項

現職中に身体障害者1・2級の認定を受けている場合は、給付されません。

3 死亡弔慰金

継続組合員が「退教互」在会中に死亡したとき、遺族に給付します。

(1) 対象者

継続組合員(本人のみ)

(2) 給付額

加入期間	金額
加入後1年以内の者	150,000円
加入後2年以内の者	100,000円
加入後3年以内の者	50,000円
加入後3年を超えた者	30,000円

(3) 請求方法

「弔慰金請求書」(退様式第6号)に死亡を証明する書類を添えて互助組合へ提出

(4) 留意事項

遺族の順位は原則として組合員であった者の配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、葬儀費用を負担した者の順とします。(運営規則第20条第2項)

4 保養施設利用補助金

互助組合が指定する保養施設(指定保養施設, 山の家・海の家, 湯治施設)を利用したとき, 給付します。

(1) 対象者

継続組合員及び配偶者

(配偶者は登録されている方で, 扶養を要件としません。)

(2) 給付額

- 指定保養施設・湯治施設 1泊につき 1,500円
- 山の家・海の家 1泊につき 4,000円

(3) 留意事項

1. 指定保養施設は年間本人 15泊, 配偶者 15泊まで
2. 湯治施設は月内本人7泊, 配偶者7泊まで
3. 山の家・海の家は夏季休業期間中(7/21~8/31)に利用でき, 本人2泊, 配偶者2泊まで
4. 夫婦共, 継続組合員の場合は, それぞれが継続組合員とその配偶者として申請可能

5 給付金額等の状況(過去2年間)

年度	医療補助金					保養施設利用補助金	
	給付総額	受給者数	平均給付額	最高給付額	5万円以上受給	指定保養施設	山の家海の家
2022(R4)	120,024,700円	3,246人	36,900円	572,000円	725人	1,385件	578件
2023(R5)	111,197,200円	3,267人	34,000円	848,400円	659人	1,622件	662件

6 その他

退職教職員互助制度に加入いただくことにより継続してご利用可能です。

(1) 駐車場・会議室

(2) 会員証割引事業

詳しくはホームページでご確認ください

(3) LINE 公式アカウント

(4) 退教互だより(年3回発行)

【退教互だより内のコーナー】

事業のご案内の他, 継続組合員の皆さまからの投稿作品等を掲載しています。(掲載された方には QUO カードを進呈しています。)

- 趣味友々(趣味や旅行記など)
- 退職後の過ごし方(サークル活動・イベント参加等の紹介)
- 作品紹介(短歌・俳句・詩・川柳・薩摩狂句・制作物の写真など)